

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス (独自) A 6 : 通所型サービス (独自)	「L I F Eへの登録」欄 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
2	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「口腔機能向上体制加算」 を 「口腔機能向上加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
3	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「4 : 加算 I イ」 「2 : 加算 I ロ」 「3 : 加算 II」 を 「1 : なし」 「5 : 加算 I」 「4 : 加算 II」 「6 : 加算 III」 に変更	「5 : 加算 I」、「6 : 加算 III」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。 既存届出内容が「4 : 加算 I イ」で、新たな届出がない場合は「4 : 加算 II」とみなす。 ※既存届出内容が「2 : 加算 I ロ」、「3 : 加算 II」で、新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
4	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「科学的介護推進体制加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。